

別冊1-1

みえ県民力ビジョン

第三次行動計画（仮称）

[最終案]

教育委員会関係抜粋版

令和元(2019)年11月

三 重 県

「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）」（最終案）
教育委員会関係抜粋版（目次）

1 教育委員会の主担当施策

	政策	施策
II 「創る」	2 学びの充実	221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成
		222 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成
		223 特別支援教育の推進
		224 安全で安心な学びの場づくり
		225 地域との協働と信頼される学校づくり

2 他部局の主担当施策のうち教育委員会関係施策・基本事業

	政策	施策 基本事業
I 「守る」	1 防災・減災、国土強靭化	111 災害から地域を守る自助・共助の推進
		11103 学校における防災教育の推進
		112 防災・減災対策を進める体制づくり
		11204 教育施設の防災対策
II 「創る」	1 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進	211 人権が尊重される社会づくり
		21102 人権教育の推進
		213 多文化共生社会づくり
		21303 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援
	2 学びの充実	227 文化と生涯学習の振興
		22702 文化財の保存・継承・活用
		22704 社会教育の推進と地域の教育力の向上
	3 希望がかなう少子化対策の推進	233 子育て支援と幼児教育・保育の推進
		23301 幼児教育・保育の充実
		23303 子どもの貧困対策の推進

施策221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

子どもたちが、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、命を大切にする心や他者への思いやりなどの「豊かな心」、心身の健康や体力などの「健やかな身体」を育み、自分のよさを認識し、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦していくために必要な力を身につけています。

現状と課題

- 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」が一体的・調和的に育まれる中で、一人ひとりの子どもたちが自分のよさや可能性を認識し、自己肯定感を高め、新たな時代に対応していくための力の基礎を形成していくことが必要です。
- 新しい時代を生き抜いていくためには子どもたちに、「何を理解しているか、何ができるか」「理解していること・できることをどう使うか」「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」の視点から必要な資質・能力を育成することが求められています。
- 「みえの学力向上県民運動」を実施し、家庭での生活習慣・学習習慣等の確立、地域による学習支援等に取り組むとともに、みえスタディ・チェック等を活用した授業力の向上や教育支援事務所（平成28（2016）年設置）による小中学校へのオーダーメイドの支援を進めました。令和元（2019）年度の「全国学力・学習状況調査」では、小中学校合わせた5教科中4教科で全国の平均正答率以上となりましたが、基礎的・基本的な知識・技能の定着や、説明したり自分の考えを書いたりする力などに課題がみられ、道半ばであることから、引き続き、学校・家庭・地域・市町・県が一体となりオール三重で子どもたちの学力向上の取組を推進していく必要があります。
- 生命を軽視する事件や深刻ないじめ問題、インターネットでの誹謗中傷等が発生している中で、子どもたちの生命倫理や情報モラルの確立、規範意識や人間関係を形成する力の向上が求められています。また、多様な価値観を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と協働してよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが、これまで以上に求められています。
- 子どもたちの身近な遊び場の減少や交通手段の発達等の社会環境の変化、家庭のライフスタイルの多様化を背景として、子どもたちの健康づくりにつながる、運動・食事・睡眠等に関する基本的な生活習慣の確立が難しくなってきています。
- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果では、三重県の子どもたちの体力は、全国と同程度に向上しましたが、1週間の総運動時間が60分未満の児童の割合が増加しており、学校における体育活動を通じ、運動することの楽しさに気づく機会を増やす必要があります。
- 「全国学力・学習状況調査」の結果では、授業時間以外に読書をする本県の子どもたちの割合は全国を下回っています。また、学校読書調査における不読者の割合は、年齢が上がるにつれ高くなる傾向にあり、発達段階に応じた読書習慣を形成していく必要があります。また、美しいものや芸術的なものにふれることで豊かな感性・情操を育むとともに、生涯にわたり文化や芸術に親しみ、その継承や創造に寄与しようとする意欲や態度を育むことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

子どもたちが、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を身につけ、自分のよさや可能性を認識し、未来の創り手となるために必要となる力を育んでいくよう、学校と家庭・地域が、それぞれの役割について当事者意識を持ち、連携・協働して取り組んでいきます。

取組方向

■ 基本事業1 学力の育成

子どもたちが、学習内容を自らの将来や社会のあり方と結びつけて理解し、対話を通じて考えを広げ深める過程を重視した主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組みます。また、子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感し、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を身につけられるよう、「全国学力・学習状況調査」、みえスタディ・チェック等の活用などを通じ、一人ひとりの理解と定着の状況を把握し、改善を図る組織的な取組を推進します。

■ 基本事業2 道徳教育の推進

子どもたちが、公共心、規範意識、自尊感情を高め、命を大切にする心やよりよく生きようとする意欲と実践力を身につけられるよう、道徳教育推進教師を中心とした推進体制の充実に取り組みます。小中学校においては、答えが一つではない道徳的な問題について、考え、議論する道徳の授業づくりに取り組むとともに、高等学校においては学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。

■ 基本事業3 体力の向上と健康教育の推進

魅力ある体育授業づくりや「1学校1運動」の取組を推進し、子どもたちが運動の楽しさや喜びを味わうことなどを通じて、体力の向上を図るとともに、大規模大会の開催等を通じて子どもたちの競技力やスポーツへの関心が高まるよう取り組みます。また、生涯にわたり心身の健康を自ら管理し、健康で充実した生活を送るために必要な知識と実践力を身につけられるよう、基本的な生活習慣や望ましい食習慣の確立に、家庭や関係機関と連携して取り組みます。

■ 基本事業4 読書活動・文化芸術活動の推進

子どもたちが本を身近なものと感じ、読書を楽しむことができるよう、公立図書館、学校図書館における読書環境の充実や、学校図書館を活用した授業、全校一斉読書、ビブリオバトル、家庭読書など多様な読書活動を促進します。また、子どもたちが本物の文化芸術にふれる機会を充実させることなどを通じて、豊かな感性や情操、生涯にわたり文化芸術に親しむ態度を養います。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合	小学生 80.1% 中学生 74.9%	小学生 86.1% 中学生 80.5%	「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもたちの学力の伸び	小学生 100.2 中学生 98.3	小学生 104 中学生 102	「全国学力・学習状況調査」において文部科学省が示す正答数分布の4階層（ABCD層）におけるAB層の公立小中学生の割合（全国を100とした場合の本県の値）
道徳科の授業で家庭や地域と連携した取組を行っている小中学校の割合	小学校 78.7% 中学校 48.7% (30年度)	小学校 100% 中学校 100%	道徳科での子どもたちの学ぶ姿を保護者や地域の人々に紹介するなど、家庭や地域社会と連携した取組を行っている公立小中学校の割合
体力テストの総合評価が「A」「B」「C」の子どもたちの割合	78.0% (30年度)	80.0%	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における総合評価が「A」「B」「C」「D」「E」の5段階のうち上位3段階である「A」「B」「C」の公立小中学生の割合（スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）
授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	小学生 63.9% 中学生 45.5%	小学生 65.7% 中学生 50.4%	「学校の授業時間以外に、普段、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

施策222 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

子どもたちが、急速な技術革新等により変化が激しく予測困難な社会にあっても、変化を前向きに受け止め、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らの感性や創造性を発揮して、他者との絆を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけています。

現状と課題

- 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会、異なる個性や能力を持つ一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく参加・活躍できるダイバーシティ社会の実現が求められている中で、これからの中では、子どもたちにこうした社会づくりに向けて小さなことでも変化を起こし試行錯誤してやり切ろうとする素養を育んでいくことが必要です。
- 平成28（2016）年から選挙権年齢が18歳以上に、令和4（2022）年4月からは成年年齢が18歳となる中で、学校教育において、子どもたちが早い段階から自由・権利や責任・義務に向き合い、社会を形成していく力を育んでいくことがより重要となっています。
- 社会が急速に変化し雇用形態の多様化等が進む中、子どもたちが、将来、自らの能力等を発揮し、自立した社会人として活躍することができるよう、自らの生き方や働き方について考えを深め、職業生活に必要な知識や技能を育むことや、学習内容と社会のつながりを意識した教育の必要性が一層高まっています。
- グローバル化や人口減少が進む中、子どもたちに、異なる文化に対する理解や英語コミュニケーション力、地球的な視野で考え行動できる態度を養うとともに、郷土の豊かな自然や歴史、文化等について理解し、郷土への誇りや愛着を持ち、世界や地域で活躍できる力を育んでいくことが求められています。
- A I、ビッグデータ等をはじめとする技術革新が進み、これらの先端技術を社会生活等に取り入れ、社会的課題の解決等を図る超スマート社会（Society 5.0）が進展する中、子どもたちに先端技術を使いこなしながら人間ならではの考え方で課題を解決していくことができる力を育むことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

子どもたちに、社会の一員として新しい時代を担っていく力を育むためには、これまで以上に、地域や企業、N P O等の様々な主体と協働して、実際の社会で多様な人々と協力しながら実践的に学ぶ取組を推進します。

注) 1 STEAM教育：科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、芸術（Art）、数学（Mathematics）等の学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。

注) 2 プログラミング教育：子どもたちが、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験しながら、発達の段階に即した、コンピュータを主体的に活用するための資質・能力を育む教育。

注) 3 EdTech：教育におけるA I、ビッグデータ等の様々な新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組。

取組方向

■ 基本事業1 主体的に社会を形成する力の育成

子どもたちに、社会の形成者としての自覚と責任を持ち、自ら考え判断し課題の解決に向けて主体的に行動する力を育むため、発達段階に応じた主権者教育、消費者教育、環境教育、地域と連携した課題解決型学習等に取り組みます。

■ 基本事業2 キャリア教育の充実

子どもたちが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら学び、進路を決定する力や人間関係を築く力を身につけ、将来社会的・職業的に自立できるよう、発達段階に応じたキャリア教育を推進するとともに、インターンシップ等実社会で多様な人々と関わり様々な経験を重ねる取組を進めます。

■ 基本事業3 グローカル教育の推進

子どもたちが、世界にあっても地域にあっても異なる文化や多様な価値観を持つ人々と互いに尊重し合いながら協働していく力を身につけられるよう、海外留学の支援、国際的な諸課題を題材としたディスカッションやディベート、郷土教育等の取組を推進します。

■ 基本事業4 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成

子どもたちに、A I やビッグデータ等の先端技術を活用する力、人間ならではの感性や論理的・科学的思考・吟味し活用する力等のこれから社会で必要となる力を育むため、S T E A M教育^{注)1}、プログラミング教育^{注)2}、E d T e c h^{注)3}を活用した教育についての研究と実証等の取組を推進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
自立した主体として、社会において権利行使し責任を果たそうと考える高校生の割合	62.3%	74.3%	「社会の一員として権利行使し、義務と責任を果たそうと考えていますか」、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることができますか」という質問に対して肯定的な回答をした県立高校生の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
社会的な課題について話し合う活動を行っている高等学校の数	20校 (30年度)	56校	政治的事象や環境問題、持続可能な消費と生産など、社会的課題の解決に向けた考えを深める話し合い活動を実施している県立高等学校の数
目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合	小学生 89.3% 中学生 85.0% (30年度) 高校生 65.9% (元年度)	小学生 92.0% 中学生 87.0% 高校生 75.0%	「目標の達成をめざして、学習や活動ができていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合
「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している」と答えた高校生の割合	71.8%	76.0%	「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合

施策223 特別支援教育の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

障がいのある子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、継続的な指導・支援を受けることにより、自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、行事等の交流や授業で共に学ぶことなどをとおして、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。

現状と課題

- 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加しており、それぞれの学びの場において、一人ひとりに応じた早期からの一貫した指導・支援を充実する必要があります。
- 特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍していることから、全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を高めることが求められます。
- 特別支援学校においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行っています。卒業後も地域の中で自分らしくいきいきと生活していくことができるよう、職業教育や職場開拓などを含めたキャリア教育の一層の充実が必要です。
- 共生社会の実現に向けて、障がいの有無に関わらず、誰もが互いに理解を深め尊重し合いながら生活していく態度を育むことが大切です。
- 特別支援学校に在籍する子どもたちが増加している地域もあることから、施設の狭隘化等への対応が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

障がいのある子どもたちが、その個性や能力を発揮し、自分らしくいきいきと暮らしていくために必要な力を身につけることが望まれています。子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援が行われ、必要な支援情報が切れ目なく確実に引き継がれるとともに、地域との交流や職場実習等で活動することで、自立や社会参画する力が育まれるよう、学校、家庭、地域が連携して取り組みます。

取組方向

■ 基本事業1 一人ひとりの学びを支える教育の推進

幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校の間で、支援情報ファイルを活用して必要な支援情報の確実な引き継ぎを進めます。また、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づき、きめ細かな指導・支援を一層充実します。

学校においては、障がいの有無に関わらず、グループ活動や学校行事等で共に学ぶことを通じて、互いに尊重し合い、よさを認め合える学級づくりを進めます。

全ての子どもたちが「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感し達成感を得られるよう、教材や指導方法の工夫等の授業のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、教職員の指導力の向上に取り組みます。

特別支援学校のセンター的機能を活用し、小中学校等への教育相談や特別支援教育に関する研修会等を実施するなど、教職員の専門性の向上に向けて取り組みます。三重県立かがやき特別支援学校では、三重県立子ども心身発達医療センターとの連携により、医療、福祉、教育が連携した専門性の高い発達障がい支援を行うとともに、他の特別支援学校に指導・支援に関する助言および情報提供を行います。

■ 基本事業2 自立と社会参画に向けた教育の推進

特別支援学校において、発達段階に応じた組織的なキャリア教育を進めるとともに、地域生活への円滑な移行に向けた支援を行います。特別支援学校高等部においては、本人の適性を十分に把握し、早期からの計画的な職場実習や農福連携等を活用した職域の拡大に取り組むとともに、関係機関と連携した職場への定着支援を充実します。

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、近隣の学校や子どもが居住する地域の学校において、共に尊重し合いながら学ぶ交流および共同学習を進めます。

特別支援学校に在籍する子どもたちの増加や車両の老朽化に対応して、スクールバスの計画的な配備と更新を進めるとともに、地域の実情をふまえ、施設の狭隘化や個別の教育的ニーズに対応していきます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	100% (30年度)	100%	一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率（就労継続支援A型事業所を除く）

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
小中学校の通常の学級において個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した学校の割合	支援計画 小学校 86.0% 中学校 70.2% 指導計画 小学校 91.5% 中学校 85.1% (30年度)	支援計画 100% 指導計画 100%	通常学級において、個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した公立小中学校の割合
特別支援学校における交流および共同学習の実施件数	845回 (30年度)	950回	県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流および共同学習を実施した回数

施策224 安全で安心な学びの場づくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

子どもたちにいじめや暴力を許さない心や、危険予測・危険回避能力が育まれるとともに、いじめや暴力行為の防止の取組やその解決に向けた組織的な対応、通学路等の安全対策や不登校児童生徒等への支援が進み、子どもたちが安心して学ぶことができる環境が整っています。

現状と課題

- 平成30（2018）年4月に施行された「三重県いじめ防止条例」に基づき、学校の内外を問わずにいじめがなくなることをめざして社会総がかりで取り組んでいく必要があります。
- いじめや暴力行為については、未然防止とともに、早期に発見し、早期に解決することが重要です。子どもたちにいじめや暴力を許さない心を育むとともに、学校全体で組織的に対応することや、学校内外の教育相談体制を充実し、適切かつ迅速に対応することが必要です。
- スマートフォン等の急激な普及に伴い、SNS等でのトラブルやいじめの事案が多く発生していることから、子どもたちのインターネット利用に関わる情報モラルの向上や、家庭と連携した取組が必要です。
- 子どもたちが巻き込まれる痛ましい事故や事件が発生しています。今後も引き続き、さまざまな主体が連携し、通学路等の安全確保に取り組むとともに、子どもたちの交通安全や防犯に対する意識を高めていく必要があります。
- 本県における小中学校の不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、不登校の要因・背景はより多様化・複雑化しています。子どもたちが安心して学ぶことができる居心地の良い学校づくりを進めるとともに、不登校の子どもたち一人ひとりの状況に応じた支援を行う必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

子どもたちが安心して学ぶことができる環境が求められていることから、学校、家庭、地域、関係機関等が連携を一層充実し、いじめや暴力行為への対応、通学路等の安全対策や不登校児童生徒等への支援等のさまざまな課題に対して、社会総がかりで取り組みます。

取組方向

■ 基本事業1 いじめや暴力のない学校づくり

「三重県いじめ防止条例」に基づき、いじめ防止応援センターの活動やいじめ防止強化月間の取組等を通じて、社会総がかりで取り組む機運を醸成します。学校においては、道徳教育・人権教育など教育活動全体を通じ、子どもたちに生命を大切にし、いじめや暴力を許さない態度等を育みます。また、日頃の子どもたちの言動から兆候を察知し適切かつ迅速に対応できるよう、教職員の資質向上に取り組みます。さらに、いじめを認知した場合には、いじめ防止委員会等において迅速に状況を把握し、組織的に対応するとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家と連携した支援を行います。加えて、学校における教育相談や教職員による子どもたちの見守り、「いじめ電話相談」、「子ども LINE 相談みえ」など専門的な教育相談の実施などにより、いじめ問題等の未然防止および早期発見・早期解決に取り組みます。

■ 基本事業2 子どもたちの安全・安心の確保

子どもたちに危険予測・危険回避能力を育成し、交通事故や不審者事案などから守るため、参加・体験型の交通安全教室や防犯教室、「交通安全マップ」や「地域安全マップ」づくり等による交通安全・防犯教育を推進します。また、子どもたちが安全に登下校できるよう、「登下校防犯プラン」や「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の合同点検や安全対策を関係機関が連携・協働しながら実施します。

■ 基本事業3 不登校児童生徒への支援

学校行事の運営等での子どもたちの自主的・自律的な活動を通して、「絆づくり」、「居場所づくり」を進め、魅力ある学校・学級づくりに取り組みます。また、教育支援センター（適応指導教室）が地域の不登校支援の拠点となるように支援するとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けて、学校外での多様な学びを関係機関等と連携して支援します。さらに、不登校の未然防止や早期対応を図るため、スクールカウンセラーを活用した教育相談体制を充実するとともに、スクールソーシャルワーカーによる福祉等の関係機関と連携した取組を推進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	小学生 92.4% 中学生 95.7% (30年度) 高校生 88.9% (令和元年度)	小学生 95.4% 中学生 98.7% 高校生 92.3%	「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
いじめ防止応援センターとしていじめの防止に取り組む団体数	450 団体	650 団体	いじめ防止応援センターとして、県いじめ防止条例の趣旨に賛同し、いじめの防止に取り組む事業所・団体・個人の数
いじめの認知件数に対して解消したものの割合	96.7% (30年度)	100%	当該年度中に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件（認知後少なくとも 3 か月経過）を満たすものの割合
不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合	小学生 74.1% 中学生 68.1% 高校生 50.7% (30年度)	小学生 89.1% 中学生 88.1% 高校生 60.7%	校内のスクールカウンセラーや、校外の教育支援センター等に相談や指導等を受けたことのある公立小中高等学校の不登校児童生徒の割合
学校安全ボランティアを中心となるスクールガード・リーダーの登録者数	5 人	29 人	通学路の見守りボランティアを行うスクールガード（学校安全ボランティア）の活動に対して専門的な指導・助言等を行うとともに、学校における防犯教室等を支援するスクールガード・リーダーの登録者数

施策225 地域との協働と信頼される学校づくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

学校と保護者・地域の方々が、目標やビジョンを共有し、一体となった教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っています。また、学校の特色化・魅力化が進むことや、教職員が指導力を高め意欲的な指導を実践することで、子どもたちが自分の興味・関心や将来の目標に応じて主体的に学び、豊かな人間性や学ぶ力を身につける教育が行われ、県民からの信頼を得ています。

現状と課題

- 子どもたちを取り巻く環境が変化し、教育課題が多様化・複雑化する中で、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、地域の実情に合わせてコミュニティ・スクール等に取り組み、地域全体で子どもたちの豊かな育ちを支える必要があります。
- 幼児期から小学校、中学校、高等学校への進学時においては、生活環境や学習環境の著しい変化から、子どもたちが学校に十分に適応できない状況が生じやすい傾向があります。
- 少子化の進行により、学校の小規模化が急速に進行しており、活力ある教育活動が維持しにくくなっている状況があります。
- 地域の活性化が求められている中で、県内大学や企業、地域住民や職業人等と連携した教育を一層推進し、地域社会の課題を解決する活動等を通じて、子どもたちに将来地域を担っていく力を育む必要があります。
- 多様化・複雑化する教育課題に組織的に対応できるよう、教職員が専門性をより高めるとともに、教職生活全体を通じて探究心をもって学び続ける必要があります。また、多くの経験豊かな教職員が退職する中で、力量のある教職員の確保、知識等の継承、若手および中堅・中核教員の計画的な育成を進める必要があります。
- 子どもたちにどのような資質・能力を身につけさせる必要があるのかを教育課程において明確にするとともに、教育課程に基づき学校全体で子どもたちの状況に応じた教育活動の質の向上を図っていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

子どもたちを取り巻く環境が変化する中で、子どもたちが地域に愛着を持ち、将来の夢や希望を持つためには、学校と保護者や地域の方々が協力して、子どもたちの教育を行うことが大切です。そのため、学校・家庭・地域が目標や課題を共有し、地域の特色を生かした学校づくりを進めます。

取組方向

■ 基本事業1 地域とともにある学校づくり

保護者や地域の方々が学校運営に参画し、一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクールの取組を促進し、「地域とともにある学校」づくりを進めるとともに、これまでの学校支援地域本部の活動を基盤として市町が進める地域学校協働本部への移行を支援します。また、「学校マネジメントシステム」による教育活動および学校運営の質的向上を図ります。

■ 基本事業2 学校の特色化・魅力化

幼稚園・認定こども園・保育所と小学校が連携した取組、小中一貫教育を進める市町への支援、中高一貫教育の検討、高大連携等に取り組みます。また、少子化の進行により生徒数が減少する中で、子どもたちの社会性を育み、活力ある教育活動が展開できるよう、望ましい高等学校の規模や配置等を検討します。グローバル化や地域の活性化等の社会のニーズに対応した高等学校のあり方を検討するとともに、地域の特色を生かした学校づくりを推進します。

■ 基本事業3 教職員の資質向上

教職員の経験等に応じて、授業力の向上、生徒指導、特別支援教育等に係る研修を実施し、多様化・複雑化する教育課題に対応できる専門性や指導力の向上に取り組みます。教科等の枠を超えた横断的な視点での授業づくり、教育効果の評価および改善、地域等の人材・施設等を活用した豊かな学びなどの充実に向け、「カリキュラム・マネジメント」に関する研修を実施します。

■ 基本事業4 私学教育の振興

私立学校に対して、経常的経費等への補助を行うとともに、学校訪問等において、学校が抱える課題等に効果的な助言等を行うことにより、個性豊かで多様な教育の推進および健全な学校運営を支援します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合	36.3%	50.0%	コミュニティ・スクールまたはこれに類似した仕組みを導入している公立小中学校の割合(文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」)

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
授業で主体的・対話的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合	小学生 主体的 77.5% 対話的 73.4% 中学生 主体的 77.6% 対話的 74.2% 高校生 主体的・対話的 73.5%	小学生 主体的 82.5% 対話的 78.4% 中学生 主体的 82.6% 対話的 79.2% 高校生 主体的・対話的 78.5%	「授業で主体的・対話的に取り組んでいる」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合
地域や産業界等と連携し、学校の特色化・魅力化に取り組んでいる県立高等学校の数	35 校	56 校	地域等の課題に対して、地域や産業界等と連携して課題解決型学習や人材育成等に取り組んでいる県立高等学校の数
新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数	66 件 (30 年度)	106 件	新学習指導要領への対応や持続可能な学校運営の実現などに向け、私立中学校・高等学校が実施する特色ある取組数

施策111 災害から地域を守る自助・共助の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんのが日頃から防災に关心を持って正しく理解し、災害に備えることで、適切な避難行動をとることができるようにになっているとともに、地域や学校、職場等で防災に関する取組が継続的に行われています。

現状と課題

- 近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や頻発する風水害に備えるため、「みえ防災・減災センター」と連携し、「自助」「共助」の活性化や環境づくりを支援する防災人材の育成をはじめ、県民の防災意識の醸成、市町の支援などに取り組んできました。気候変動や防災・減災に関する技術革新、近年の災害等から得られた検証結果をふまえて、さまざまな防災関係機関、県民等が相互に連携して、引き続き、防災対策に取り組む必要があります。
- 災害時の県民の適切な避難行動を促進するために、わかりやすい情報提供に取り組んできたところです。新たに発生した災害の経験や教訓をふまえ、今後も、避難を必要とする人が適切に避難を行えるよう、新たな情報提供ツールや手法なども検討し、「共助」につながる活動も促進しながら、取組を進めていく必要があります。
- 自然災害から子どもたちの命を守るため、学校における防災教育を推進する必要があります。また、子どもたちの発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を育成することが求められています。さらに、南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、教職員の実践的な災害対応力の向上を図るとともに、学校教育を速やかに復旧させる体制を整える必要があります。
- 大規模災害発生時に、県内外からのボランティアや専門性を有したNPO等が、円滑かつ効果的に支援活動ができる環境を充実・強化していく必要があります。
- 住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震診断や耐震改修等に対する支援を行ってきました。引き続き、住宅・建築物の耐震化や危険な空き家対策等の取組を進め、地震災害などに対するまちの安全性を確保する必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や頻発する台風・風水害など「必ず起くる」災害に備えて、被害を最小限にするため、さまざまな主体との連携・協働や新しいツール・手法の活用により、「防災の日常化」が定着するとともに、災害時に適切な避難行動を行えるよう「自助」「共助」の取組を推進します。

取組方向

■ 基本事業1 多様な主体が連携した防災活動の促進

発生が予想される南海トラフ地震や頻発する風水害などに備え、「みえ防災・減災センター」と連携して防災人材の育成・活用や防災・減災に関する普及啓発を行うとともに、地区防災計画の策定や自主防災活動など、市町の「共助」の取組を支援すること等により、地域や学校・企業において、さまざまな主体が連携して、地域の特性や課題に応じた防災活動が促進されるよう取り組みます。

■ 基本事業2 県民の適切な避難行動を促進するための防災情報の提供

災害時に県民一人ひとりの「命を守る」ために、避難行動要支援者等も含めて適切な避難ができるよう、日頃から防災情報の理解や事前の備えの促進を図るとともに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などさまざまなツールや新しいICT（情報通信技術）等も活用しながら、「自助」「共助」の取組に必要となるきめ細かな防災情報を迅速に提供します。

■ 基本事業3 学校における防災教育の推進

子どもたちが自分の命を自分で守る力を身につけられるよう、防災学習教材の充実や教職員の防災に関する知識の向上などに取り組みます。また、子どもたちが災害時に地域の支援者として行動できるよう、平常時から学校と家庭・地域が連携した取組を推進します。さらに、災害時における学校教育の早期復旧に向け、被災した学校の早期再開を支援する体制の整備に取り組みます。

■ 基本事業4 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

「みえ災害ボランティア支援センター」の強化を図りつつ、市町における受援体制の整備を支援するとともに、大規模災害発生時に、県内外からのボランティアや専門性を有したNPO等が円滑かつ効果的な支援を展開できるよう活動環境の充実・強化に取り組みます。

■ 基本事業5 住宅・建築物の耐震化の促進

木造住宅や耐震改修促進法により耐震診断が義務付けされた民間建築物の耐震化を促進するとともに、危険な空き家除却の取組を支援することにより、まちの安全性の向上に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
率先して防災活動に参加する県民の割合	47.7% (30年度)	60.0%	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合 (防災に関する県民意識調査)

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
地区防災計画等を作成している市町数	4市町 (30年度)	29市町	地区防災計画やそれに準じる計画を作成している市町の数
「防災みえ.jp」から防災情報等入手している県民の割合	25.4% (30年度)	33.3%	災害が発生するおそれがある時、「防災みえ.jp」から気象情報や災害情報などの防災情報を入手している県民の割合 (防災に関する県民意識調査)
大雨等の際に避難行動をとろうとする県民の割合	(調査中)	(検討中)	住居地において大雨・洪水等の際に避難行動をとろうとする県民の割合 (防災に関する県民意識調査)
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	92.4% (30年度)	100%	家庭やPTA、自主防災組織、地域住民など、他の主体と連携した防災の取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合
耐震性のない木造住宅の耐震改修と除却の補助件数(累計)	-	1,200件	市町が行う耐震性のない木造住宅の耐震改修と除却の補助事業に対して、県が財政支援した件数

施策112 防災・減災対策を進める体制づくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

災害への備えから復旧・復興までの防災・減災対策の新たなステージへの進化に向けて、県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 東日本大震災や紀伊半島大水害、熊本地震といった大規模災害で明らかになった課題や教訓等をふまえて策定した各種の計画に基づき、地域の防災・減災対策を推進してきました。近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害等に備え、今後、計画の見直しも進め、災害対応に携わる人材の育成等を含めた防災・減災体制の強化を進める必要があります。
- 「三重県広域受援計画」や「三重県版タイムライン」等の策定、それに基づく訓練の実施など、災害時に的確な対策を実践できるよう国、市町、防災関係機関等と連携して取組を進めてきました。気候変動や防災・減災に関する技術革新等もふまえ、県民の生命・財産を守るために、さまざまな関係機関との連携をさらに進め、災害対策活動体制の充実・強化に取り組む必要があります。
- 災害拠点病院における施設整備の支援や、保健医療活動を支える人材の育成などに取り組んでいます。今後も引き続き、南海トラフ地震等の大規模災害発生時における保健医療体制の充実・強化に取り組んでいく必要があります。
- 学校施設においては、屋内運動場等の天井等落下防止対策、ブロック塀等の撤去、猛暑に備えるための空調整備などの防災・安全対策の取組を進めてきました。今後も、子どもたちが安全に安心して学校生活を送れるよう、学校施設の防災・安全対策を進めていく必要があります。
- 消防団の入団促進や消防本部の連携強化に取り組んできたところですが、近年の大規模な災害の発生により、消防に寄せられる県民の期待はますます大きくなっていることから、消防体制および消防力のさらなる充実・強化に取り組んでいく必要があります。
また、高圧ガス等の保安の確保に向けた取組を行っていますが、高圧ガス施設等において事故が発生していることから、高圧ガス等の取扱事業者に対して保安検査および立入検査等を実施し、適正な保安管理等の徹底を指導することにより、事業者の自主保安を推進し、産業保安の確保を図る必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震、頻発する台風・集中豪雨などの自然災害、コンビニートにおける事故等の災害に備え、県民の皆さんのが安全・安心に暮らせるよう、ＩＣＴの活用等により、市町、消防その他防災関係機関と連携した防災・減災対策のさらなる深化を図ります。

取組方向

■ 基本事業1 防災・減災対策の計画的な推進

「三重県防災・減災対策行動計画」等の計画を推進するとともに、新たな知見の導入や訓練等による実効性の検証を通じた改善を図り、その成果を県民に周知していきます。また、「三重県職員防災人材育成指針（仮称）」等に基づく職員の育成とともに、災害への備えから復旧・復興までを見据えて、防災・減災体制の強化を図ります。

■ 基本事業2 災害対策活動体制の充実・強化

防災・減災に関する技術革新等をふまえ、気象庁等の防災関係機関や県民からの情報を災害対策活動に活用することや、さまざまな訓練を通じて、地域の特性や課題に応じたきめ細かな対応に向け災害対策活動体制の充実・強化を図ります。また、災害が発生した場合にも、早期の復旧・復興ができるよう、ライフライン事業者やインフラ事業者、国、他の都道府県等との連携を進めます。

■ 基本事業3 災害保健医療体制の整備

災害時においても必要な保健医療が提供できるよう、災害拠点病院の施設整備や病院における業務継続計画（B C P）の整備を支援するとともに、保健医療活動を支える人材の育成を進めます。

■ 基本事業4 教育施設の防災対策

県立学校の計画的な老朽化対策を進め、学校施設の防災・安全対策の強化に取り組みます。また、市町等の学校設置者に対して、防災・耐震対策に係る情報提供と助言を行い、地域における学校等の防災機能の強化を図ります。

■ 基本事業5 消防・保安対策の充実・強化

消防学校等での教育を通じた消防職員や消防団員の資質向上に努めるとともに、引き続き消防団の入団促進や消防本部の連携強化などに取り組むことで、消防本部および消防団の組織の活性化を支援し、消防体制および消防力の充実・強化を図ります。また、高圧ガス等を取り扱う事業者に対して保安検査等を実施し、事故の発生防止に努めるとともに、研修会の開催等により、産業保安の確保を図ります。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
「三重県防災・減災対策行動計画」における「公助」を対象とした行動項目の進捗率	98.4% (30年度)	100%	「三重県防災・減災対策行動計画」における「公助」を対象とした行動項目の進捗率の平均値

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
県が主催し、市町、防災関係機関と連携して継続的に実施している訓練等の回数	13回 (30年度)	13回	県が主催し、継続的に実施している市町・防災関係機関と連携した実動訓練および図上訓練の実施回数
業務継続計画（B C P）を整備する病院の割合	31.2% (30年度)	100%	B C Pの考え方に基づく災害医療マニュアルを整備した病院の割合
消防団員の条例定数の充足率	92.4% (30年度)	93.3%	各市町における消防団員の条例定数に対する実団員数の割合

施策211 人権が尊重される社会づくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会になっています。

現状と課題

- 人権が尊重されるまちづくりや啓発・教育等の人権施策を推進しましたが、偏見等による差別や人権侵害は発生しています。
- 人権尊重社会の実現には、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根づき、人権が尊重されるまちづくりが県内全域で実施される必要があります。
- 県民の皆さんに人権に関する知識や情報を提供し、理解の促進を図ります。また、あらゆる人権課題について自分自身の問題としてとらえることができるような啓発を行うとともに、人権啓発イベント・講演会などに、より多くの県民の皆さんに参加いただくことで、人権意識の高揚を図る必要があります。
- 子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守るために実践行動ができる力を身につけられるよう教育を進める必要があります。
- 人権相談の内容が多様化・複雑化していることから、相談機関の相談員の資質向上が求められるとともに、相談機関相互が連携できる体制づくりが必要です。
- 新たな人権課題について認識を深め、社会の動向を注視しながら、課題に対応していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりが個性や能力を発揮して、自由に生き方を選択し、いきいきと活動できる社会を実現するためには、互いの人格や個性を認め、「存在」を尊重する人権意識が定着する必要があります。そのため、県民一人ひとり、企業、住民組織・N P O等の団体、行政等が連携して人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいけるよう環境づくりを進めます。

取組方向

■ 基本事業 1 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

住民組織、NPO・団体、企業等、地域のさまざまな主体が行う人権尊重の視点に基づく活動を支援し、人権が尊重されるまちづくりを推進します。また、さまざまな手段と機会を通じて、県民の皆さんに人権に関する知識や情報を提供し、理解の促進を図るとともに、人権問題をより多くの県民の皆さんのが自分自身の問題としてとらえられるよう効果的な啓発に取り組みます。また、人権啓発活動を担う人材の養成に取り組みます。

■ 基本事業 2 人権教育の推進

教育活動全体を通じた人権教育が行われるよう、子どもたちの発達段階に応じた人権教育カリキュラムの活用等を促進し、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めます。

■ 基本事業 3 人権擁護の推進

人権に関わる相談機関の相談員の資質向上を図るとともに、相談機関のネットワークを強化します。また、インターネット上の差別的な書き込み等を防止するため、モニタリングを実施するなど、早期の発見・拡大防止に努めるとともに、関係機関と連携し削除要請に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	39.5% (30年度)	43.8%	「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」、「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
人権研修等を受講した県民が、人権尊重の視点で行動しようと感じた割合	97.7% (見込)	100%	県民を対象とした人権研修等のアンケート調査において、「人権を大切にする行動をしていこう」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した受講者の割合
人権学習によって人権を守るために行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合	86.6% (30年度)	98.5%	県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した生徒の割合
人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者が、研修内容を今後の業務に生かしたいと感じた割合	95.7% (見込)	100%	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者へのアンケート調査において、「研修内容を今後の業務に生かしたい」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した受講者の割合

施策213 多文化共生社会づくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

外国人住民が抱える生活、就労、教育などの課題の解決に向け、国際交流協会、NPO、経済団体、県民、国・県・市町などのさまざまな主体が適切な役割分担のもと連携して取り組むことにより、多様な文化的背景の人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会と一緒に築いています。

現状と課題

- 県内の外国人住民数は、50,643人（平成31（2019）年1月1日現在）と県人口の2.78%を占め、外国人比率は全国4位となっています。外国人住民等は、地域経済を支える大きな力となっているものの、言葉の壁や文化の違いなどから、地域でのコミュニケーションが十分に図られず、外国人住民等の地域社会への参画が進んでいません。
- 新たな在留資格「特定技能」の導入により、在留外国人の一層の増加が見込まれており、行政・生活情報や相談対応のさらなる多言語化をはじめとした、新たなニーズの拡大が予想されます。
- 言葉の壁や文化・慣習の違いは、外国人への誤解や差別を生む原因ともなっています。また、言語による意思疎通の困難等から雇用が安定しない外国人労働者が多いといった状況は、依然として継続しています。
- 三重県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が全国的にも高く、今後も増加が見込まれます。こうした中、外国につながる子どもたちの保護者に対して、日本の学校制度や学校生活について周知を行うなど、子どもたちの就学を促進する必要があります。また、外国につながる子どもたちの就学前教育を促進するとともに、学校における日本語習得の支援、進路実現に向けた学びの支援をより一層充実させていく必要があります。
- 外国人も含め、義務教育未修了の学齢超過者、不登校により中学校での学習が十分にできなかった人など、さまざまな事情により学びを必要とする方の教育を受ける機会を確保していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

外国人住民が将来に対して不安を感じることなく安心して暮らし、夢や希望を持って高い目標に向けてチャレンジできる環境が整うとともに、地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画することが求められています。そのため、国際交流協会、NPO、経済団体、国・県・市町等のさまざまな主体が適切な役割分担のもと連携して、多文化共生社会づくりに取り組みます。

取組方向

■ 基本事業1 多文化共生に向けた外国人住民の生活支援

外国人住民が安心して暮らすことができるよう、行政・生活情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、外国人住民が抱える日常生活における課題の解決に向けた支援に、さまざまな主体と連携して取り組みます。

■ 基本事業2 外国人住民に対する学習機会の提供

外国人住民が日本で生活する上で必要となる、ライフステージに応じた日本語の学習機会の提供や、「やさしい日本語」の普及に努めるとともに、日本人住民と外国人住民がお互いの文化の違いや多様性を学び合う機会の提供に取り組みます。

■ 基本事業3 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援

外国人児童生徒^{注)1}が社会的に自立する力を身につけられるよう、学校における受入体制の整備や日本語指導、適応指導の充実を図るとともに、多言語によるガイドブック等を活用した情報提供など学校制度や職業について理解を深め、希望する進路を選択できるようにするための取組を進めます。また、外国人も含め、義務教育未修了者等の学びの機会を確保するため、夜間中学等に係る検討を進めます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
多文化共生の社会になつて いると感じる県民の割合	27.3% (30年度)	37.3%	「みえ県民意識調査」で、外国人住民 が地域社会の一員として共に暮らせる 社会になつていると「感じる」、「どちらかといえれば感じる」と回答した 県民の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
医療通訳者の配置や電話通訳の活用により多言語対応が可能な医療機関数	14 機関 (見込)	26 機関	多言語対応のため、医療通訳者を配 置している、あるいは電話通訳を導 入している医療機関の数
日本語指導が必要な外国人 児童生徒に対して、日本語指 導が行われている学校の割 合	89.6% (見込)	100%	日本語指導が必要な外国人児童生徒 に対して、教育課程に位置づけた特 別な日本語指導が継続的、計画的に 行われている公立小中学校の割合

注) 1 外国人児童生徒の教育を進めるにあたっては、日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもたちも視野に入れて取り組みます。

施策227 文化と生涯学習の振興

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

年齢や障がいの有無、国籍などにとらわれず、全ての県民の皆さんがあなたが文化や地域の歴史等に学び親しみ、豊かな感性や創造性等を育みながら、心豊かな生活を送っています。

また、生涯にわたって、あらゆる世代の県民の皆さんがあなたが、あらゆる機会に学習することができ、その成果が社会に生かされています。

現状と課題

- 「新しいみえの文化振興方針」に基づき、「人材の育成」や「文化の拠点機能の強化」など5つの方向で取組を展開し、年齢や障がいの有無、国籍などに関係なく、全ての県民の皆さんがあなたが文化にふれ親しむ機会を提供するとともに、多様な分野と連携することにより、新たなみえの文化を創造することができる環境を整備していく必要があります。
- 過疎化・少子高齢化など社会情勢の変化により、文化財の滅失や散逸等の防止が課題となっています。こうした中、特色ある歴史や風土に育まれ、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財の適切な保存・未来への継承を地域社会がかりで進めていく必要があります。
- 「人生100年時代」の到来を見据え、県民の皆さんがあなたが人生をより豊かに過ごすことができるよう、ライフステージ等に応じた多様な学習ニーズを把握し、魅力的な学びの場や学んだ成果を発表できる場の提供など、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりが必要です。
- 生涯教育の推進に重要な役割を担う社会教育においては、地域コミュニティ、NPO、企業などさまざまな主体が持つ知識や経験を、学校教育や家庭教育と連携し、地域の課題解決、学習環境の整備に生かしていくことが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

世界に誇る歴史的・文化的資産を磨き上げ、国内外へ情報発信していくことにより、三重の知名度を向上させ、郷土への誇りと愛着を感じられるようにするとともに、市町等との連携を一層強化し、文化活動を通じた幅広い交流を進め、新たなみえの文化を創造します。

また、県民の皆さんがあなたが自分らしい生き方を選択できる環境を整備するため、高等教育機関等との連携を強化し、ライフステージ等に応じた学習機会や成果を生かす場の充実を図っていきます。

取組方向

■ 基本事業1 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

展覧会・公演や調査研究等を通じて文化のおもしろさや価値等を伝えるとともに、人材育成や顕彰制度の運用、発表の場づくりなどにより、さまざまな主体の文化活動を促進します。また、文化交流ゾーンを形成することにより、知的な刺激を受けられるよう文化にふれる機会を充実します。さらに、観光、まちづくりなど多様な分野との連携を通じ、新たなみえの文化を創造します。

■ 基本事業2 文化財の保存・継承・活用

歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、特に重要なものについては指定するなど、文化財を将来にわたって守り伝えるための取組を推進します。また、市町における文化財保存活用地域計画の策定などによる文化財の積極的な保存・継承・活用の取組への支援や、防災および災害発生時における文化財保護等のための県内情報ネットワークの整備に取り組みます。

■ 基本事業3 学びとその成果を生かす場の充実

県立生涯学習施設において、高等教育機関との連携やさまざまな主体との交流等を通じて、県民の皆さんのかつてのさまざまなライフステージやライフスタイルに応じた一層魅力的な講座やセミナー等の学習機会を提供するとともに、生涯学習に係る情報発信や学びの成果を発表する場を充実します。

■ 基本事業4 社会教育の推進と地域の教育力の向上

地域において社会教育の推進に取り組む関係者の協働による情報共有・情報交換や地域の課題解決、学習環境の整備に向けた相互学習を行う場を提供するなど、社会教育・学校教育・家庭教育の連携を促進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	73.7% (見込)	77.7%	県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」のうち、その内容について「満足」と回答した人の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
県立文化施設の利用者数	152.0万人 (見込)	153.2万人	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および三重県総合文化センターの利用者数
新たな保存活用地域計画のもと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数	0件	160件	地域社会がかりで保存・活用・継承を図るために、市町が新たに策定する文化財保存活用地域計画に位置づけられた国・県指定等文化財の数
公民館等の社会教育活動として、地域課題の解決に向けた取組を行っている市町数	11市町 (30年度)	29市町	公民館等の事業に関する調査において、「地域における課題の解決に向けた取組を行っている」という質問に対して、「行っている」と回答した市町の数

施策233 子育て支援と幼児教育・保育の充実

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整っています。また、子育て支援サービス等が地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して子育てのできる体制整備が進んでいます。さらに、就学前教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所の機能向上が図られ、全ての子どもが質の高い幼児教育を受けることのできる環境が保障されています。

現状と課題

- 施設整備などにより保育所等の定員は増加していますが、共働き家庭や女性の継続就業率の増加などにより、保育所等への入所希望者が増え、保育所等における待機児童数は高止まり状態となっています。また、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園・認定こども園・保育所が家庭・地域と協力し、就学前教育の充実を図っていくことが求められています。
- 平成30（2018）年度に新しい保育所保育指針等が実施されるとともに、令和元（2019）年10月には幼児教育・保育の無償化が実施されました。今後も、保育人材の確保等による待機児童の解消や幼児教育・保育のより一層の質の向上、幼稚園等の子育て支援の充実を図っていく必要があります。
- 就学前の保育ニーズの増加とともに、小学校入学後に放課後児童クラブの利用を希望する家庭が増えており、施設整備などにより利用できる小学校区の割合は増加していますが、待機児童は解消されていません。引き続き、放課後児童クラブの施設整備や従事する人材の確保、安定的な運営への支援が必要です。また、必要とするときに病児・病後児保育が利用できる環境整備が必要です。
- 令和2（2020）年度から高等教育の無償化が始まり、低所得者層の教育支援の充実が図られます。子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、未来に希望を持ち、夢や志に向かっていけるよう、より実効的な子どもの貧困対策を推進することが必要です。
- 県立子ども心身発達医療センターにおいて、専門的な診療機能を充実させるとともに、市町の総合相談窓口の中心となる人材育成や、発達障がい児の支援ツールである「C L M (Check List in Mie)^{注)1}と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進してきました。しかし、地域の専門医の不足といった状況も相まって、初診診療の待機期間が長期化しています。そのため、発達支援が必要な子どもとその家族に対する適切な医療・福祉・教育サービスが、身近な地域において途切れることなく提供される体制の整備が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

未来の宝である子どもたちの健やかな成長を支えるため、必要な子育て支援サービスが全ての子育て家庭に対して提供されるよう、行政・企業・団体と連携するとともに、地域のさまざまな人材の参画を得ながら、社会全体で支える取組を進めます。

注) 1 C L M : 保育所等に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するためのアセスメントツール。

取組方向

■ 基本事業1 幼児教育・保育の充実

「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、待機児童の解消に向けて保育所等の整備への支援や低年齢児保育の充実を図る市町への支援、幼稚園教諭・保育教諭・保育士等の資質向上を図るための研修などを実施します。また、人材確保のため、保育所等が働きやすい職場環境となるよう支援し、就労促進や早期離職防止を図ります。幼児教育の充実に向けて「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を活用した実践の普及に努めるとともに、質の高い幼児教育・保育を一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。

■ 基本事業2 放課後児童対策の推進

新・放課後子ども総合プランを推進するため、放課後児童クラブ等の整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童クラブ等に従事する人材の確保や資質向上に取り組みます。また、病児・病後児保育事業の充実を図るため、施設整備等への支援を行います。

■ 基本事業3 子どもの貧困対策の推進

「三重県子どもの貧困対策計画」および「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、学校・地域の連携による学習支援などの教育の支援、子どもたちが安心できる居場所の拡大、経済的支援、身近な地域での支援体制の整備など、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目がない支援に、市町や関係団体等と連携して総合的に取り組みます。

■ 基本事業4 発達支援が必要な子どもへの支援

県立子ども心身発達医療センターにおいて、専門的な治療・療育を行うとともに、地域の医療機関を対象とした研修会の実施、市町等の専門人材の育成支援、保育所・幼稚園等への発達障がい児支援ツールの導入等をより一層進めます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
保育所等の待機児童数	109人 (30年度)	0人	翌年4月1日現在における保育所等の待機児童の数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
保育士等キャリアアップ研修の修了者数（累計）	2,066人 (30年度)	11,000人	県が実施するキャリアアップ研修における各分野で定められた全ての講座（時間）の修了者数
放課後児童クラブの待機児童数	55人	0人	5月1日現在における放課後児童クラブの待機児童数
子どもの貧困対策計画を策定している市町数	2市 (30年度)	22市町	子どもの貧困対策について、計画の策定または子ども・子育てに関する計画の一部として位置付けている市町
「C L Mと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合	53.8% (30年度)	67.5%	県内の保育所・幼稚園等のうち、発達支援が必要な子どもに対し、「C L Mと個別の指導計画」を利用して支援を行っている保育所・幼稚園等の割合